

萩藩の馬事情

●萩藩家臣と馬

江戸時代、牛や馬は農耕や物資輸送等に欠かせない動物でした。このうち馬は、武士にとって戦闘に必要な存在で、各藩では軍役として一定の禄高より上の家臣に馬の所持を義務づけていました。表1は、萩藩初期の軍役規定で馬1匹あるいは2匹を持つことを課せられた家臣の禄高を示したものです。なお、禄高が高いほど馬の数も増えます。

ところで、馬は生き物なので藁や糠などの飼葉（かいば）が必要で、該当の藩士には負担となりました。特に200石の家臣には馬の所持がむずかしかつたようで、萩藩は彼らに飼葉（「馬の喰（はみ）」）を支給して馬持ちの維持に務めていました。

また馬には寿命があり、常に補充していく必要がありました。馬の生産あるいは馬産地から移入する必要がありました。

今月の小展示では、萩藩の馬に関する資料を紹介します。

表1 萩藩の軍役規定と馬

年代	出来事	馬1匹	馬2匹
慶長13年（1608）		—	1000石以上
慶長19年（1614）	大坂陣	200石以上	700石以上
寛永15年（1638）	島原の乱	200石以上	900石以上
正保3年（1646）		200石以上	800石以上
慶安4年（1651）		160石以上	800石以上

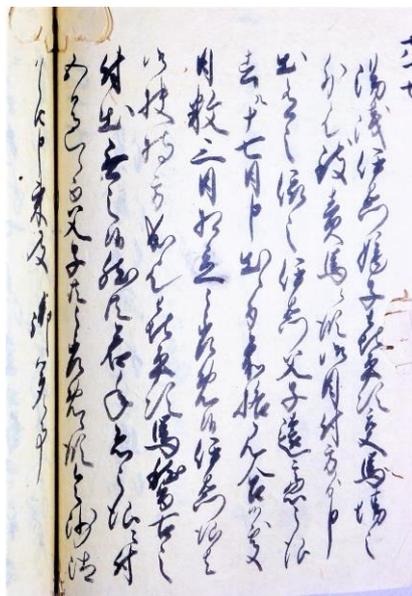
【典拠】『山口県史 史料編 近世2』軍役規定より作成。禄高に幅がある場合は下限の禄高を示した。馬1匹の禄高のうち、慶安4年の160石は正保二歩減によるもので、元の禄高は200石。

●責馬（せめうま）

馬は飼葉を与えて成長させればよい、というわけにはいきません。人が騎乗しても暴れないように、馬を乗りならず必要があります。このことを「責馬」（鎌倉時代には使われていた言葉のようです）と言います。責馬を通じて馬を馴致（じゅんち、なれさせること）していかなければ、戦さどころか何の役にも立ちません。

責馬は、通常「馬場」で行われたのですが、資料1のように、馬場以外で責馬を行って処分された者もいました。このように脱線する者もいましたが、馬術の稽古が盛んに行われたことを示す話だと思われます。

なお、現在、各地の競馬に出走する馬にも「責馬」が施されますが、レース直前の負荷をかけた調教をさして「攻馬」という漢字を当てるそうです。



資料1 湯浅伊右衛門嫡子、馬場之外に而責馬仕父子遠慮之事

「諸事小々控174」

毛利家文庫31 小々控13(44の26)

●萩藩の馬産への取り組み

萩藩が明和年間（1764～1772）に先大津宰判で試みた馬の繁殖に関する資料があります（「毛利家文庫 遠用物 近世後期」）。「御馬」（藩主の馬）を種馬として地下に預けて繁殖を試みていました。

そのなかに、そこから半世紀遡った正徳年間（1711～1717）に藩が向津具村で行った馬の繁殖について、先大津宰判が提出した報告があります（資料2）。

それによると、藩から預けられた「御馬」の名は、螢火。何年何月に預けられたか、その期間などについては不明としています。このほか、御馬や子馬、母馬への飼料大豆は藩が支給したこと、「口付」（口取）の者に日別米5合の支給することなどが記されています。

こうした先例を確認しつつ、明和年間、萩藩は先大津宰判での馬の繁殖を進めていきました。明和5年（1768）伊上村の入江五郎兵衛に対して種馬を「渡切」にして繁殖を行わせました。当初、「御預」としていましたが、種馬に違変があっても責任を問わないという姿勢を示したのではないかと考えられます。明和8年には、入江に加えて、河原村の久保平右衛門方にも種馬が渡され、宰判のうち2か所に種馬が置かれ、周辺の村の百姓中が抱える袋馬（雌馬）への種付が行われたようです。

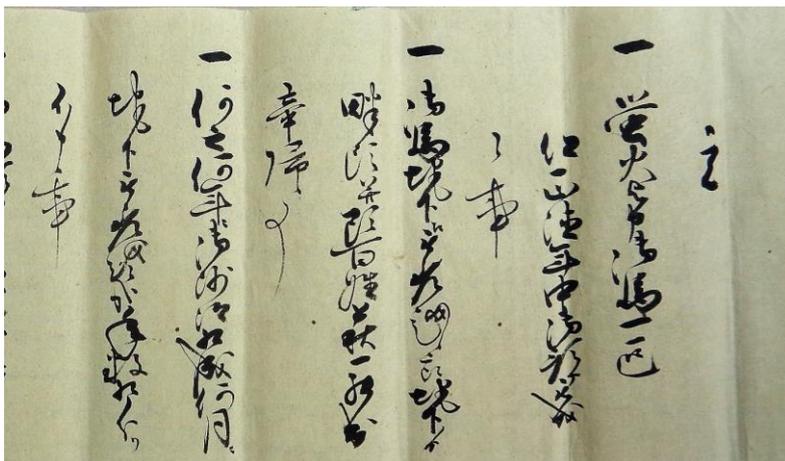
なお、文化10年（1812）にも種馬が伊上村の入江家へ預けられ、また同年6月に馬6疋の出生が藩へ届けられており（「先大津宰判本控」宰判本控96）、先大津での馬の生産が継続されていたことがわかります。

●馬産の展開

萩藩領内で、馬の生産を一定の規模で行うようになったのは、19世紀に入ってからのことでした。文化年間（1804～1818）に、藩が主導して美祢郡赤村で牧場2か所を設置し、馬の繁殖を行っていきました（『美東町史』、「美祢郡宰判本控」宰判本控91）。藩が種馬を預け、地下で繁殖を試みる。生まれてきた駒（牡馬）について、一定の基準を満たせば、藩が買い上げるというシステムでした。藩が買わなかった馬は、諸士または地下で希望者に売却されました。赤村での繁殖には、主として「奥州種」（南部馬）が用いられました。南部馬は、優秀な馬が多く、徳川将軍家をはじめ多数の大家が購入していました。

藩による繁殖が一定の成果をあげた結果、美祢郡内では「自力小牧」を設けたいと地下から藩へ願書が提出されました。実態については判然としませんが、一定の成果をあげたと考えられます。天保2年（1831）には、奥阿武郡宰判徳佐村の椿家から自力小牧について願書が提出されました。そのなかに美祢郡内の動向が記され、その成功に触発されて、徳佐でも事業を起こしたいと考えるようになったものと思われます（椿家文書9「御願申上候事（御胤馬御貸下之儀并牛馬市興行之儀ニ付）」）。

萩藩領の馬産については未解明な点が多く、今後の研究が俟たれるところです。



資料2 覚（向津具村にて種馬御預かりの先例につき届書）〈冒頭部分〉
毛利家文庫 遠用物 近世後期 1697 (181) の95